

簡易公募型競争入札方式に準じた手続に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が暫定予算の期間分のみ計上されているときは暫定予算の期間分のみの契約とする。

令和8年2月18日

支出負担行為担当官

北海道開発局 小樽開発建設部長 中島 州一

1 業務概要

(1) 業務名 ニセコ地区 事業効果基礎調査業務(電子入札対象案件)
(電子契約対象案件)

(2) 業務内容

- | | |
|----------------|--------|
| 1) 計画準備 | 1 業務 |
| 2) 労働時間調査 | 1 2 作業 |
| 3) 生産力調査 | 5 作物 |
| 4) 農家聞き取り調査 | 2 戸 |
| 5) 受益農家の経営動向調査 | 1 式 |
| 6) 事業効果取りまとめ | 1 式 |
| 7) 点検取りまとめ | 1 式 |

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年12月18日まで。

(4) 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(5) 本業務は、契約手続にかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。

なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。

(6) 本業務は、低入札業務における品質確保対策の試行対象業務であり、特記仕様書に記載する品質確保対策が履行されない場合は、業務成績評定に厳格に反映するとともに指名停止等の措置を講ずることがある。

(7) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者等の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

(8) 本業務は、令和8年度予算が成立し、契約に係る事務手続が整った場合についてのみ、有効である。

(9) 本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)の試行業務である。

2 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

入札に参加しようとする者は、以下に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

ア 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

イ 北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。

ウ 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和 60 年 4 月 1 日付け北開局工第 1 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係が無いこと。（入札説明書参照）

オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

カ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（イの再決定を受けた者を除く。）でないこと。

キ 北海道内に営業拠点（本店、支店又は営業所）を有していること。

(2) 入札参加者を選定するための基準

北海道開発局工事等競争参加者選定要領（平成 12 年 12 月 19 日付け北開局工第 333 号）第 27 条の規定に基づく指名基準による。

なお、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業者の経験及び手持ち業務等を勘案するものとし、選定者数については、10 者程度とする。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒047-8555 北海道小樽市潮見台 1 丁目 15 番 5 号

北海道開発局小樽開発建設部契約課 第 1 スタッフ業務担当

電話 0134-23-5139

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和 8 年 2 月 18 日から令和 8 年 4 月 13 日までの行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 条）第 1 条に規定する行政機関の休日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分（最終日は入札書受付締切予定時刻である 11 時 00 分）まで、電子入札システムより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を上記 3 (1) へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記 2 (1) イに掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けている単体企業とする。

(4) 参加表明書の受領期限、提出先及び提出方法

令和 8 年 2 月 18 日 9 時 00 分から令和 8 年 3 月 11 日 11 時 00 分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間

内必着。)若しくは電子メール等(着信を確認すること)により提出すること。提出先は3(1)に同じ。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参すること。

ア 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和8年4月13日11時00分。

イ 紙により持参する場合の提出期限は、令和8年4月13日11時00分。提出先は3(1)に同じ。

開札は、令和8年4月15日9時00分 北海道開発局小樽開発建設部入札公示室にて行う。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金 免除

(2) 入札の無効 本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者の入札、無効の技術提案をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 落札者の決定方法

ア 予決令第98条において準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者(会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者)を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって申込みを行った者(会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものに次に有利なものをもって申込みを行った者)を落札者とすることがある。

イ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

ウ 上記において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 本業務に関わる落札決定及び契約締結は、令和8年4月15日を予定しているが、予算成立が令和8年4月16日以降をなつた場合は、予算成立日に落札及び契約する。

また、暫定予算となつた場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が暫定予算の期間分のみ計上されているときは暫定予算の期間分の契約とする。

(6) 詳細は入札説明書による。